

# 学友会会計委員会規約

## (組織)

- 第1条 ① 中央執行委員会は、独立した機関として会計委員会（以下「委員会」という。）を設ける。
- ② 本委員会は、渋谷・日野それぞれのキャンパスの執行委員会及び、文化部連合会、体育連合会、常磐祭実行委員会から各1名ずつ選出された会計委員により構成され、委員長は12月に行う選挙によって公選する。

## (予算)

- 第2条 会計年度の予算案は中央執行委員会の会計役員より構成された本部会計会議で原案を作成し、各学生大会の承認を得なければならない。

## (活動)

- 第3条 本委員会は次の活動を行う。

- ① 原則として、4月上旬に各団体の前年度決算報告書及び本年度予算案を受領し、5月に開催される学生大会で報告を行う。
- ② 学友会費の管理は、会計委員長兼中央執行委員会会計が行う。
- ③ 現金出納帳及び通帳は、厳重管理を行う。尚、過去3年分の現金出納帳に関しては、中央執行委員会が厳重管理を行う。

## (招集)

- 第4条 ① 本委員会は、原則として年1回招集する。その他、必要がある場合は臨時にこれを招集することができる。
- ② 本委員会は委員長が招集し、議長となる。

## (成立基準)

- 第5条 本委員会は委員の過半数の出席を以て成立する。本委員会を止むを得ず欠席する場合は委任状を提出することができる。但し、委任状数は委員会成立要件の1/2以内とする。

## (裁量)

- 第6条 本委員会の議決は出席委員の過半数を要し、可否同数の場合は委員長の決するところによる。

## (自治)

- 第7条 本委員会は、学生委員会及び渋谷・日野キャンパスそれぞれの学生大会以外のいかなる委員会の干渉も受けない。但し、会計基準の取り決めに関しては、本委員会で決議し、中央執行委員会の承認を得る必要がある。

## (改廃)

- 第8条 この規約の改廃は、学生大会の議を経るものとする。

## 附 則

この規約は2016年4月1日から施行する。